

# 保育園利用に関する 重要事項説明書

## 熱海市立初島保育園

この「重要事項説明書」は、「熱海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第5条の規定に基づき、利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

### 1 施設運営主体

名称	熱海市教育委員会
所在地	熱海市中央町1番1号
電話番号	0557-86-6551
代表者氏名	熱海市教育長 水野 秀司

### 2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	熱海市立初島保育園
施設の所在地	熱海市初島217-3
連絡先	電話番号 0557-67-1408 FAX 0557-67-1408
管理者	園長 岩澤 美穂
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	0歳児から5歳児 20人
開設年月日	昭和40年4月
事業所番号	

### 3 目的・運営方針

初島保育園（以下「園という。」）は、以下の運営方針に基づき保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

保育方針：「健康で豊かな心を育む」

保育目標：元気で明るく思いやりのある子

思いを豊かに表現できる子

自分で考え、行動できる子

### 4 当園における施設・設備等の概要

#### (1) 施設

敷地	敷地全体	970.58 m <sup>2</sup>
	園庭	379.5 m <sup>2</sup>
園舎	構造	RC造
	延べ面積	137.5 m <sup>2</sup>

#### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	2室	
配膳室	1室	
事務室	1室	
その他		教材室 倉庫

## 5 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	兼務職員	備 考
園 長	1	1	1	あたみこども園長兼務
副園長	1	1	1	あたみこども園副園長兼務
保育士	8	2	6	あたみこども園保育教諭兼務
栄養士	1	1		初島小中学校（外部搬入）
調理員	1	1		初島小中学校（外部搬入）
看護師	1	1	1	和田木保育園、あたみこども園兼務

### <各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（ 8：00 ～16：45 ）
副園長	
保育士	
栄養士	初島小中学校の定める勤務時間による
調理員	
看護師	正規の勤務時間帯（ 8：00 ～16：45 ）

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯になることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、8時から16時までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（初島保育園については、保育短時間認定のみの提供となります。）

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 特色ある保育

- ・あたみこども園との交流保育を実施
- ・食育の日を設け、いろいろな食物を見たり、触れたり、味わう大切さを知る。

- ・ 360度海に囲まれた豊かな自然の中で四季の変化を感じ、散歩を楽しむ。
- ・ 地域・小中学校との連携として行事に参加する。

### (3) 食事の提供

利用乳幼児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	12時頃	15時頃	弁当持参の日は11時45分
1歳児	10時頃	12時頃	15時頃	弁当持参の日は11時45分
2歳児	10時頃	12時頃	15時頃	弁当持参の日は11時45分
3歳児		12時頃	15時頃	弁当持参の日は11時45分
4歳児		12時頃	15時頃	弁当持参の日は11時45分
5歳児		12時頃	15時頃	弁当持参の日は11時45分

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

## 9 利用者負担額等及びその他費用

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。なお、3歳児クラス以上のお子様については保育料が無償になります。熱海市内にお住まいの場合は、歳児に関係なく保育料は無償になります。

### (2) 給食費

3歳児クラス以上のお子様は主食費1000円、副食費（おかず・おやつ等）相当分5,000円を毎月月末に熱海市にお支払いいただきます。なお、熱海市内にお住まいの場合には主食費・副食費共に無償となります。（金額は変更になる場合があります。）給食費にかかる徴収額について月額を基本とし、日割り計算は行いません。ただし、特段の事情により熱海市が認める場合はこの限りではありません。

### (3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)・(2)に掲げる負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払い方法については、別途お知らせします。

※ 滞納が続く場合においては、保護者からの申し出に基づき、支給される児童手当から、保育料及び食事の提供に要する費用にかかる滞納分について支払うものとします。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保育用品	保育に使用する個人もち用品	適宜
絵本代	保育の中で使用する絵本を提供する	月額 400円程度

※ 上記費用の支払を受けた場合は、領収書を発行します。

## 1 0 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件 ※1 に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 1 1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関の名称	熱海所記念病院
嘱託医	鈴木 卓
所在地	熱海市昭和町 20-20
電話番号	0557-82-3000

### (2) 歯科

医療機関の名称	やまだ歯科医院
嘱託歯科医	山田 晃大
所在地	熱海市清水町 6-27 ニュー山田ビル 2F
電話番号	0557-81-2776

## 1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

広域避難所	熱海市立初島小中学校 初島公園（地震及び津波） 緊急時、メール配信により連絡いたします。 園児引渡し表を作成します。
-------	---

### 1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情解決責任者 岩澤美穂</li> <li>・ 苦情受付担当者 音賀絹枝</li> <li>・ ご利用時間 8:00～16:00</li> <li>・ 電話番号 0557-67-1408</li> <li>・ FAX 0557-67-1408</li> </ul> <p>※苦情は面接・電話・書面等により随時受付いたします。 なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。</p>	
第三者委員	新藤 康晴	電話 67-1439
	田中 勉	電話 68-5388

※ 上記のほか、当園では玄関に要望・苦情等に係る投書箱を設置しています。

### 1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。	
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動火災報知機 有</li> <li>・ ガス漏れ報知器 有</li> <li>・ 非常用電源 有</li> <li>・ その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘導灯 有</li> <li>・ 非常警報装置 有</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。	

### 1.5 避難情報発令時における臨時休園等

<避難情報発令時の対応について>

台風・集中豪雨等に伴う避難情報発令時に、児童、保護者、職員等の安全を守るため、休園などの措置をとることがあります。

(1) 「開園時刻前までに発令」の場合

熱海市に「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までに発令」の場合

警戒レベル（避難情報等）	園の対応
警戒レベル5 (緊急安全確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休園します。</li> <li>(コドモン等で休園連絡を行います。)</li> </ul>
警戒レベル4 (避難指示)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     休園となった当日、天候が回復し、午前10時までに避難指示が解除(警戒レベルが4から3に引き下げ)され安全が確保でき、職員体制が整った場合は、随時、開園する場合があります。(昼食は持参してください。)                 </div>
警戒レベル3 (高齢者等避難)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開園しますが、可能な方は家庭保育の協力をお願いします。</li> </ul>

(2) 「開園中に発令」の場合

警戒レベル（避難情報等）	園の対応
警戒レベル5 （緊急安全確保）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児を引き渡します （コドモン等でお迎え連絡を行いますので、安全を確保した上でできるだけ早くお迎えをお願いします。）</li> </ul>
警戒レベル4 （避難指示）	
警戒レベル3 （高齢者等避難）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育継続 （できるだけ速やかなお迎えをお願いします。）</li> </ul>

<大規模地震発生時・南海トラフ地震に関する情報発表時の対応について>

大規模地震発生時や南海トラフ地震に関する情報発令時に、園児、保護者、職員等の安全を守るため、休園などの措置をとることがあります。

(1) 大規模地震が発生した時

大規模地震発生時	園の対応
登園前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休園します。 （コドモン等で休園連絡を行います。自宅待機か地区の一時避難場所に避難をしてください。）</li> </ul>
保育中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な場所に避難します。 ① 園庭 ②初島小中学校グラウンド ③初島公園</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     状況に応じて、保護者の方に引き渡しを行います。園児が避難している場所等については、コドモンにて連絡をします。保護者の方も安全を確保しながら、お子さんを引き取りにきてください。                 </div>

(2) 南海トラフ地震に関する情報が発表された時

南海トラフ地震に関する情報	園の対応
「調査中」の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を継続します。 （基本的には保育を継続します。気象庁等からの情報を気にかけてください。）</li> </ul>
「巨大地震注意」の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を継続します。 （基本的には保育を継続しますが、1週間程度は地震に注意しながらの生活になります。保護者の方は地震への備えを確認してください。また気象庁等からの情報を気にかけてください。）</li> </ul>
「巨大地震警戒」の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を中止し、保護者に引き渡しをする場合があります。 （保育の継続または中止について、状況を判断してコドモンにてお知らせします。）</li> </ul>

## 1.6 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下のとおり保険に加入しています。

保険の種類	全国市長会学校賠償補償制度 日本スポーツ振興センター災害共済給付
保険の内容	保育中の事故によるケガ等の補償保険
保険金額	一人 210 円（年額）

## 1.7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治的活動及び営利活動はご遠慮ください。

### ※1 子ども・子育て支援法に定める支給要件

- (1) 就労（1ヶ月64時間以上の労働が必要です。）
- (2) 妊娠、出産（出産予定月を中心として前後各2ヶ月）
- (3) 保護者の疾病、障害
- (4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業準備を含めます）  
ただし、入園後2ヶ月以内に就労を開始することが条件となります。
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含めます）
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- (10) その他、市長が必要と認めるもの

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名： 熱海市立初島保育園  
説明者職名： 園長 岩澤 美穂

私は、本書面に基づいて熱海市立初島保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：  
児童氏名：  
保護者氏名：  
児童からみた続柄：